平成２１年（フ）第２７５号
埼玉県深谷市岡2809番地５
債務者　八木　末二
１　決定年月日時　平成21年８月18日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部
平成２１年（フ）第２７６号
埼玉県深谷市岡2809番地５
債務者　八木　基子
１　決定年月日時　平成21年８月18日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部
平成２１年（フ）第２０号
埼玉県秩父市中村町３丁目１番33号
債務者　宇野　浩章
１　決定年月日時　平成21年８月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係
平成２１年（フ）第２４号
埼玉県秩父郡小鹿野町下小鹿野1161番地
債務者　冨田　虎吉
１　決定年月日時　平成21年８月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係
平成２１年（フ）第８７号
新潟県新潟市東区寺山３丁目15番18号
債務者　後藤　啓子
１　決定年月日時　平成21年８月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
新潟地方裁判所民事部
平成２１年（フ）第１８３号
静岡県沼津市大岡1836番地の８　Ｎ15―103
鈴木方
債務者　田村よし子
１　決定年月日時　平成21年５月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
平成２１年（フ）第３２５号
愛知県一宮市大毛字小松寺東67番地
債務者　松浦　咲子
１　決定年月日時　平成21年８月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
名古屋地方裁判所一宮支部
平成２１年（フ）第５７３号
愛知県岡崎市橋目町字請地55番地　コーポ石川103
債務者　大嶋　淳子
１　決定年月日時　平成21年８月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
平成２１年（フ）第６６７号
京都市北区西賀茂大栗町58番地
債務者　井上　直二
１　決定年月日時　平成21年８月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係
平成２１年（フ）第６６８号
京都市北区西賀茂大栗町58番地
債務者　井上美代子
１　決定年月日時　平成21年８月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係
平成２１年（フ）第９５号
兵庫県西脇市黒田庄町岡1075番地の71
債務者　南場　和子（旧姓増井）
１　決定年月日時　平成21年８月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
神戸地方裁判所社支部
平成２１年（フ）第１００号
兵庫県加西市北条町北条272番地の１
債務者　多田　孝文
１　決定年月日時　平成21年８月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
神戸地方裁判所社支部
平成２１年（フ）第２９２号
香川県高松市前田西町316番地２
債務者　上枝　千夏
１　決定年月日時　平成21年８月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
高松地方裁判所破産・再生係
平成２１年（フ）第３６４９号
大阪府吹田市古江台５丁目５番Ｂ27―208号
債務者　吉岡　礼子
１　決定年月日時　平成21年８月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部
平成２１年（フ）第５０９０号
大阪市旭区高殿５丁目12番１―1106号、事業所所在地大阪市旭区高殿４丁目９番１号
債務者　ラウンジこののこと　平野　敦子
１　決定年月日時　平成21年８月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部
平成２１年（フ）第５１６３号
大阪市淀川区木川東１丁目５番７―405号
債務者　マスターズカンパニーこと　佐野　浩一
１　決定年月日時　平成21年８月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部
平成２１年（フ）第６１０８号
大阪市淀川区新北野１丁目12番11―303号
債務者　遠藤　優子
１　決定年月日時　平成21年８月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部
平成２１年（フ）第６３０２号
大阪府箕面市粟生外院２丁目17番22号
債務者　香川　純子（旧姓小矢田）
１　決定年月日時　平成21年８月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部